

台風9号から変わった温帯低気圧に伴う大雨及び令和3年8月11日からの大雨により被災された方に保険料の減免を行っています

1. 被害区分による減免額

被害区分	減免額	※災害救助法の適用市町村に住所を有する組合員
全焼または全壊及び全部冠水	保険料3ヵ月分	【青森県】むつ市、上北郡七戸町、下北郡風間浦村
半焼または半壊、床上1m以上の冠水	保険料2ヵ月分 ※右記の災害救助法の適用市町村に住所を有する組合員のみ保険料3ヵ月を減免	【島根県】江津市、邑智郡川本町、邑智郡美郷町 【福岡県】久留米市、八女市、みやま市 ※ その他、長野県、広島県、佐賀県、長崎県の一部市町村も対象です。最新の適用市町村は内閣府防災情報のページ <a href="http://www.bousai.go.jp">http://www.bousai.go.jp</a> をご覧ください。
床上1m未満の冠水	保険料1ヵ月分	

※ 4ヵ月以降については、国保組合に対する国の財政支援の考え方、減免措置の延長の通達などが出された段階で改めて検討します。

2. 保険料の減免を受けるとき

被災された方は以下の書類を提出します。

- ① 保険料徴収減免申請書(記号番号、氏名、住所、減免を受ける理由等を記載)
- ② 減免の理由を証明する書類(消防署、地方自治体などの公的機関の証明書)